

労災保険料の算出方法についての注意

◇◇ 2つ以上の事業を行っている(労働保険番号が複数成立している)場合の注意 ◇◇

例：小売業と製造業について、別個の労働保険番号で保険料の申告を行っている場合

(1) いずれかの事業に専任する者

該当する労働保険番号ごとに、専任者の賃金総額に労災保険率を乗じて算定します。

(2) 双方の事業を兼任する者

該当する労働保険番号ごとに、出勤簿等でそれぞれの就業時間を分けて記録し、そこから各事業の賃金総額を計算して、その額に労災保険率を乗じて算定します。

(3) 専任する者と兼任する者が混在する場合

該当する労働保険番号ごとに、(1)と(2)の賃金総額を合算した額に労災保険率を乗じて算定します。

◇◇ 建設業の場合の注意 ◇◇

(1) 工事現場

◆工事に従事する全ての労働者（下請・孫請等の労働者を含む）の賃金総額が

①把握できる場合 ⇒ 賃金総額に労災保険率を乗じて算定します。

②把握が困難な場合 ⇒ 事業の種類ごとに定められた労務費率を用いて計算した賃金総額相当額に労災保険率を乗じて算定します。

(2) 工事現場以外の業務（事務所や作業場等）

①営業、事務、作業場等、工事現場以外の業務に専任する者

⇒ 専任する者の賃金総額に労災保険率を乗じて算定します

②工事現場と工事現場以外の業務を兼任する者

⇒ 業務日報・出勤簿等でそれぞれの就業時間を分けて記録し、そこから工事現場以外の業務に係る賃金総額を計算して、その額に労災保険率を乗じて算定します。

③専任する者と兼任する者が混在する場合

⇒ ①と②の賃金総額を合算した額に労災保険率を乗じて算定します。